

# 愛媛県森林組合連合会施設管理規程

(昭和 49 年 6 月 15 日)

改 正 昭和 56 年 6 月 15 日 実 施 昭和 56 年 7 月 1 日  
改 正 平成 5 年 9 月 1 日 平成 6 年 4 月 11 日 平成 10 年 12 月 5 日  
平成 20 年 7 月 1 日 平成 21 年 4 月 20 日 平成 23 年 4 月 28 日  
令和 5 年 4 月 17 日

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 この規程は連合会（以下、会という）の施設の保管、管理を有効適切に行うため必要な事項を定める。

## 第 2 章 管 理

### (施設の管理)

第 2 条 施設の保管、管理に関する業務は、職務の定めるところにより総務部長がこれにあたる。

### (管理責任者の選任)

第 3 条 会長は施設の管理責任者を本会、木材市売場、木材流通センター、木材加工センター、北宇和加工センター、椎茸・購買センター、森林保全センター、測量調査センター及び今治森林保全事業所ごとに選任する。

### (管理責任者の任務)

第 4 条 管理責任者は総務部長の指示に従い、施設の安全に努め施設の運営を円滑にし、会並びに会員の有効な活用に務めるよう配慮するとともに、適切な保管、管理に務めなければならない。

第 5 条 管理責任者は諸帳簿を備え付け随時利用を記録、整備しなければならない。

### (火災、事故防止)

第 6 条 管理責任者は、当該施設について火元取締責任者を、又、会との契約にもとづく施設入居者についても火元取締責任者及び責任者不在代務者 1 名を選定の上、会に届け出て

施設の万全を期し、火災発生防止に務めなければならない。

第7条 管理責任者は、常に施設を点検整備し、事故発生防止に務め、会との契約にもとづく施設の入居者並びに一時使用者（以下、施設利用者という）が同施設を利用中、事故又は破損した場合は、すみやかに会に報告しその指示を受けなければならない。

第8条 施設利用者及び訪問者の爆発性のある物の持込みは禁止する。但し、やむを得ない事情のある場合は、事前に品物、数量、保管方法等を当該管理責任者を経て会に文書をもって申し出て承認を受けなければならない。

第9条 施設使用者はガス、電気、その他特に火気に注意、後始末をし、退出の際はさらに確認しなければならない。

第10条 施設利用者は火災発生の場合は、身の危険無き限り備え付けの消火器を活用し消火に務めるとともに、当該管理責任者並びに会、消防署及び警察署へ緊急通報しなければならない。

#### (保 安)

第11条 施設使用者はその使用場所で勤務する者の住所、氏名、生年月日及び非常時通報先の管理責任者への連絡方法をあらかじめ文書をもって当該管理責任者を経て会に届けておくものとし、変更の場合も又同様とする。

### 第 3 章 施 設 の 賃 借

第12条 施設利用の目的にそい会が必要と認めたときは、その施設の全部又は一部を賃貸することができる。

第13条 施設を借り受け使用せんとする者は、賃貸借契約書又は別紙様式申込書を会に提出し、会の承認を得なければならない。

② 会は前項の提出書類に不審等を認めた場合は、これを否認することができる。

#### (使用の制限)

第14条 承認を得て使用中といえども次の各号に該当するときは会は使用承諾を取消し、即時退去を命ずることができる。この場合施設使用者が損害を受けることがあっても会はその責を負わない。

- 1 秩序をみだしたり公安を害する恐れがあるもの。
- 2 建物又は備付物件を毀損する恐れがあるとき。

- 3 使用者がこの規程に違反したとき。
- 4 その他会が必要と認めたとき。

**(現状回復)**

第 15 条 施設使用者がその使用を終ったとき、又は使用の承諾を取消されたときは、会の指示に従い、直ちに使用場所を現状に復さねばならない。

- ② 施設使用者が前項の義務を履行しないときは会がこれを執行し、その費用を施設使用者から徴収する。
- ③ 施設使用者は建物及び備付物件を毀損又は滅失したときは、その理由の如何にかかわらずその損害を賠償しなければならない。賠償金はその都度会が定める。

**(賃借料)**

第 16 条 施設の使用賃貸料は会において定める。

附 則

この規程は令和 5 年 4 月 17 日より実施する。